

住宅瑕疵担保履行法対応

「ハウスプラスすまい保険」を
おすすめします



ハウスプラス住宅保証株式会社

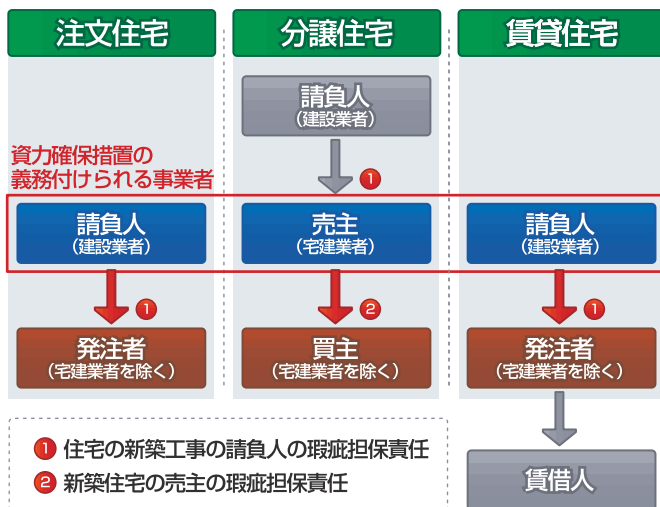
国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第3号

住宅の発注者や買主を保護するため、新築住宅の請負人や売主に保険への加入または供託(資力確保措置)を義務付ける、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(住宅瑕疵担保履行法)が平成21年10月1日に全面施行されます。

引渡しが平成21年10月以降となる場合には、保険への加入または保証金の供託が必要です。特に保険加入の場合は工事中に検査を受ける必要があるため、着工前に保険法人に申し込まなければなりません。

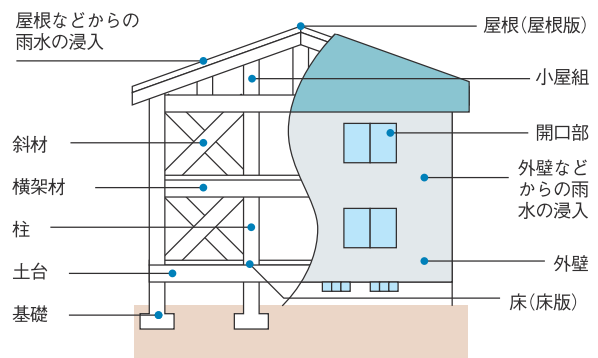
義務付けの対象となるのは、注文・賃貸住宅の請負人または分譲住宅の売主です。
ただし、宅建業者に住宅を引き渡す場合を除きます。

● 代表的なケース



住宅瑕疵担保履行法では、構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分に関する10年間の瑕疵担保責任を対象としています。

木造 在来軸組工法の戸建住宅の例



2階建ての場合の骨組み
(小屋組、軸組、床組)等の構成

🏠 ハウスプラスのサービスメニュー

※住宅の延床面積が125㎡未満の一戸建住宅の場合

性能評価付優良
プラン

33,940円 + 5,512円 = 39,452円(税込)
(保険料) (防水検査料)

*当社または当社の検査機関の建設住宅性能評価を受ける、耐震等級2かつ劣化対策等級3以上の住宅であること。(別途性能評価の料金がかかります)

標準プラン

41,800円 + 25,200円 = 67,000円(税込)
(保険料) (現場検査料)

*現場検査は、基礎配筋工事の完了時(プレキャストコンクリート造の基礎にあってはその設置時)・躯体工事の完了時または下地張り直前の工事の完了時の2回行います。

上記プランは一例です。ハウスプラスすまい保険では、一戸建住宅を対象に4つのプランをご用意しております。詳しくは、下記保険取次店にお問い合わせ下さい。